

2月といえば「確定申告」の季節です。国税庁は確定申告に関する様々な情報を提供しています。今号はそれを参考に「確定申告」エピソードと所得税申告について特集しました。確定申告の参考にしてください。

あなたも **30秒** で情報通! 活用法 いろいろ コミュニケーションペーパー

コミュニケーションペーパー

トピックス

最初の所得税確定申告の期限はいつだったのか？

昭和22年の税制改正で、申告納税制度が導入されました。その最初の年分(昭和22年分)の所得税の確定申告期限は、現在の3月15日ではなく昭和23年1月31日でした。

これ以前の個人所得税は、前年の実績をもとに所得調査委員会の決議にもとづいて課税する賦課課税制度でした。賦課課税制度とは、税務官庁が税額を確定して、納税者に納付の通知を行なう制度のことです。納付すべき税額を計算した「賦課決定通知書」を納税義務者に送付し、納税義務者が納税します。現在、個人住民税・個人事業税・固定資産税・不動産取得税・自動車税・都市計画税など地方税の分野で採用されています。

昭和21年ごろは、戦後の異常なインフレのため、アメリカをモデルとする予算申告納税制度が導入されました。

具体的には、昭和22年分一年間の所得額を見積もって4月に予定申告し、予定納税額の4分の1を納税します。7月、10月、翌年1月にそれぞれ4分の1を納税します。翌年の1月になれば年間の所得額は確定するので、そこで税額を計算して確定申告を行い、予定納税額と精算して納税が完了する仕組みです。

こうした申告納税制度は、自主申告・自主納税が戦後の民主主義に適合する制度と受け止められました。その後、確定申告期限は昭和26年の改正で2月末日に延長され、昭和27年分から、現在と同じ3月15日となりました。

参考・引用は国税庁ホーム・ページ税の歴史クイズ

ホーム・ページアドレス : <http://www.nta.go.jp/ntc/sozei/quiz/1302/index.htm>

青色申告発祥の地とは どこなのか？

昭和24年（1949年）8月の「シャープ勧告」（日本税制報告書）に基づき、同年12月の「所得税法の臨時特例等に関する法律」（法律第269号）で青色申告制度が導入されました。

現在も続いている青色申告制度ですが、東京都目黒区を「青色申告発祥の地」といわれていますが、その理由は为什么呢？

目黒区の権之助坂で洋品店を営んでいた喜多村実氏は、昭和22年（1947年）に新しく法制化された申告納税制度を受けて、ありのままの経営実態を申告に反映させる「ガラス張り経営」の必要性を感じました。「ガラス張り経営」とは、経営の内容を正確に把握・記録し、その経営内容を誰の前にも公開するという前代未聞の方法であり、喜多村氏は帳簿を新聞紙上で公開することまでしたそうです。

当時の所得税は最高税率が85%（平成26年分は最高税率40%）であり、利益の大部分を税金として納める必要があったことから過少申告をする納税者も多かったようです。そういった納税者には税務署が更正処分を行いました。正確な帳簿もつけていない納税者は反論するための資料もない状況でした。このような状況に対し喜多村氏は、実質所得による正しい課税を行うべきであるという考えから、「ガラス張り経営」を始めました。

昭和24年（1949年）米国のシャープ使節団はどのような税制制度をすべきかを決定する際に、ガラス張り経営の資料を見てシャープ博士は『税務官庁を強化して徹底調査』すべきか、『業者の誠実な申告』を推進すべきかといった納税の根本方針について迷っていたが、最終的には民主的納税ということから青色申告を導入しました。

参考・引用は国税庁ホーム・ページ税の歴史クイズ

ホーム・ページアドレス：<http://www.nta.go.jp/ntc/sozei/quiz/1508/answer.htm>